

中世後期ケルン羊毛工業の展開過程：「ツンフト闘争」期の諸利害

田北, 広道

<https://doi.org/10.15017/2920573>

出版情報：経済論究. 39, pp.53-79, 1977-03-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

中世後期ケルン羊毛工業の展開過程

—『ツンフト闘争』期の諸利害—

田 北 廣 道

目 次

序 論

I 問題の所在

II 14・15世紀ケルン羊毛工業の展開過程

第一期（～1371年）＝全盛期

- (1) 羅紗商ギルドによるツンフト支配
- (2) 織布工ツンフトの台頭

第二期（1371～1396年）＝転換期

- (1) 織布工ツンフトの停滞
- (2) 羅紗商ギルドの変容と新商人層の台頭

第三期（1396年～）＝部門間不均等発展期

- (1) 部門間不均等発展の検証
- (2) イギリス貿易構造の転換とアントワープ市場の興隆
- (3) 新商人層＝市参事会による羊毛工業規制

結 論

序 論

14・15世紀に、ドイツのほとんどの中世都市は¹⁾、いわゆる『ツンフト闘争』を経過することにより経済的・制度的変容をとげたと言われる。わが国では、これを契機としてツンフトの市政参加が実現され、手工業者の生業維持政策、すなわち対内的には問屋制形成の阻止・対外的には農村工業の抑制、が展開された結果、都市工業はかえって停滞に陥ったと理解されてきた²⁾。

ところで、近年のドイツ学界を代表する Maschke, E.³⁾、Czok, K.⁴⁾、Barth, R.⁵⁾ といった研究者は、多少とも、ケルンにおける14世紀後半の一連の

『ツunft闘争』を素材として利用しながら、法制上の形式的な変化だけを追究し、手工業者支配の成立を結論してきた古典的見解⁶⁾を批判してきている。しかし、これらの研究も、都市指導層の社会的範疇の交替など、主として政治的・制度的変化を分析対象としており、経済的基礎の分析は看過されている。とりわけ、ケルンにおける14世紀後半の『ツunft闘争』にあって織布工ツunft Wollenamt が常に中心的役割を演じており⁷⁾、しかも羊毛工業は数千の手工業者が従事した⁸⁾ケルン最大の輸出工業であったことを考慮すれば、羊毛工業の分析なくしては、この時期に生じた経済的・制度的諸変化も正確には理解しえないように思われる。

そこで、本稿では、14・15世紀ケルン羊毛工業の展開過程を追究し、『ツunft闘争』に表現された経済諸利害の対立を分析し、その後の都市の経済的発展がいかなる利害によって規定されたかを考察したい。

〔註〕

- 1) Barth, R. に従えば、14世紀のドイツ国内だけでも、50以上の中世都市が『ツunft闘争』を経験したと言う。Ders., *Argumentation und Selbstverständnis der Bürgeropposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters*. Köln-Wien, 1974, S.2.
- 2) 伊藤栄「ドイツ都市工業の展開——ケルンを中心に——」政経論叢12-1, 昭和38年, 「12-16世紀におけるドイツのツunft制度について——ケルンを中心に——」政経論叢13-1, 3 昭和39, 40年.
- 3) Maschke, E. *Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland*. in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 46, 1959.
- 4) Czok, K. *Die Bürgerkämpfe in Süd- und Westdeutschland im 14. Jahrhundert*. in: *Esslinger Studien*, 12, 13, 1966-7.
- 5) Barth, R. a. a. O., S. 233-341.
- 6) 『ツunft闘争』に関する古典的見解については, Ennen, L. *Geschichte der Stadt Köln*. Bd. II, Köln-Neuß 1865, S. 806ff, Hegel, C. *Allgemeine Einleitung zur Geschichte und Verfassung der Stadt Köln*. in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*. (以下 CS, と略す) Bd. XIV, Leipzig, 1877, S. XCII ff を参照.
- 7) 1364年 Bayen 関税事件に始まり, 1370-1年『織布工支配』, 1371年「都市貴族」反動, 1375-6年シェフェン戦争, 1391-6年門閥閥党争と続き, 1396年『ツunft革

命』で終る、ケルンにおける一連の闘争を詳細に伝える史料としては、《Dat neue boich》と呼ばれる年代記がある。in: CS, XII, S. 267-309.

8) Irsigler, F. Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter. in: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*. Bd. I, Köln 1975, S. 231.

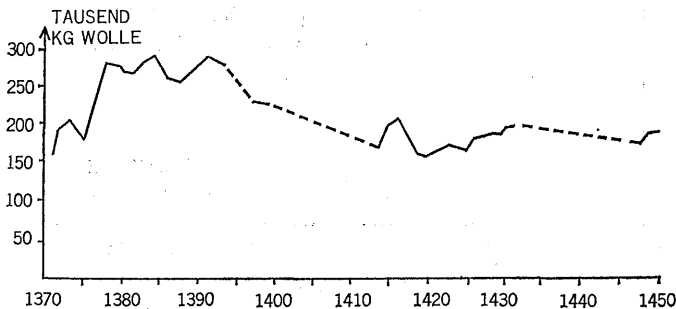
I. 問題の所在

中世都市ケルンの羊毛工業に関する主要な研究から、その発展・衰退の状況およびその内部構造についての諸見解をあげ、問題の所在を明らかにすることから始めよう。

(1) Loesch, H. ケルン工業史研究の根本的史料集 *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderen Kölner Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907 の編者たる Loesch は、1371年以前をケルン羊毛工業の全盛期、それ以降をイギリスからの競争によって圧倒される衰退期と2時期に区分する。その発展の推進者としては、自立的な親方織布工が挙げられている¹⁾。

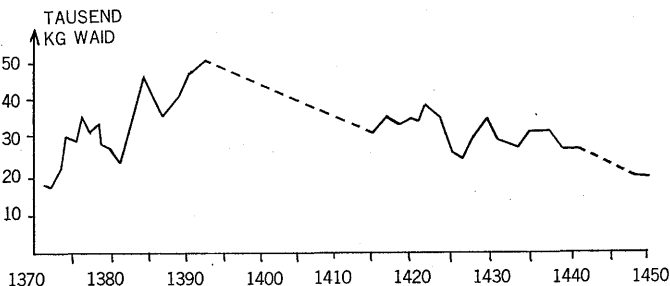
(2) 伊藤栄 わが国の中世都市ケルン経済史研究の第一人者であった故伊藤教授は、1396年を発達の転回点とし、それ以降の衰退要因としては、イギリスからの競争に加えて、ツunftの設定した生産諸規制を指摘される。内部構造については、親方織布工の生業維持を目的とした対内的平等・対外的独占策が史料的に確認されるとして、羊毛工業の指導的役割を親方織布工に帰されている²⁾。

(1) 1370～1450年ケルンにおける羊毛取引量 (単位1,000kg)



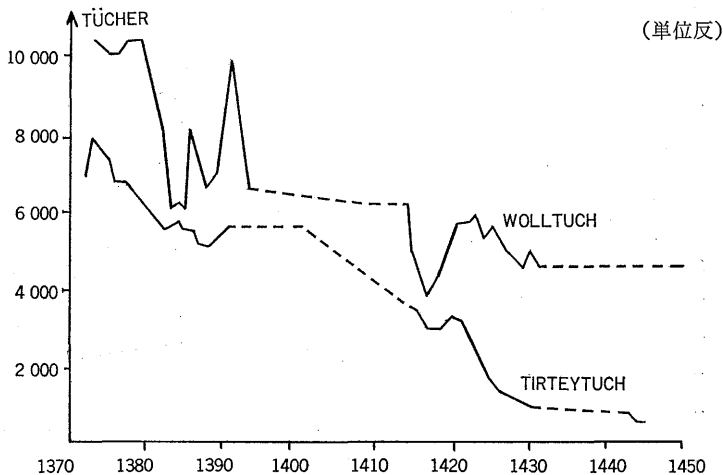
(3) Schönfelder, W. 都市会計簿³⁾の数量的分析により、羊毛・大青取引量と毛織物生産量の変遷を1370—1450年にわたってたどることを通じて、織布・染色工程をはじめとする羊毛工業全般の衰退傾向が結論される(グラフ(1), (2), (3)参照)。要因については、イギリスからの競争が顕在化する以前に、すでに衰退が始っていたとして、都市内的要因の究明の必要性が強調されている⁴⁾。

(2) 1370~1450年ケルンにおける大青取引量 (単位1,000kg)



Schönfelder, a. a. O., S. 29

(3) 1370~1450年ケルンにおける毛織物、ティルタイ生産量



Schönfelder, a. a. O., S. 32

*ティルタイ { 経糸—麻 }
 { 緯糸—羊毛 }

(4) Irsigler, F. 今日の中世後期ケルン経済史研究の第一人者 Irsigler は、生産量の変遷を 1371年以前に 15,000~20,000反、その後 14世紀中は 10,000反、15世紀に 5,000反と算出している。ただ、Loesch, 伊藤教授, Schönfelder が、いずれも生産量の減少をもってケルン羊毛工業全般の衰退を結論したのに対して、Irsigler は、15世紀以降を織布部門の後退と最終仕上工程たる剪毛・圧絨部門の成長という部門間不均等発展期と特徴づけている。なお、ケルン羊毛工業の発展の担手としては、織布工間屋主 Weber-Verleger を挙げている⁹⁾。

以上の簡単なる検討から、中世後期ケルン羊毛工業の分析に際して解明さるべき課題として次の3点が指摘されよう。第一は、親方織布工か織布工間屋主か、という発展の推進主体の問題である。もし後者であれば、それによって組織された問屋制の具体的在り方が問題である。第二は、1371年以降の生産量減少をもたらした都市内の要因の問題である。それは、伊藤教授が強調されたツunft規制であったのか。第三は、15世紀に顕在化する部門間の不均等発展を規定した内的・外的諸契機の問題である。

本稿では、これらの問題を主として Irsigler の研究を手がかりとしながら、以下の手続に従って検討していく。つまり、生産量の変化に現われた2つの転回点か、ケルンにおける政治的・制度的画期たる1371年と1396年に対応していることを考慮して、この両年代で区分された三時期について、ケルン羊毛工業を代表する織布工ツunft・剪毛工ツunft Tuchschererzunft および羅紗商ギルド Die Bruderschaft der Gewandschneider unter den Gaddemen の三者のとり諸関係を中心に分析を進めたい。

〔註〕

- 1) Loesch, H. I, S. 16ff を参照。
- 2) 伊藤栄「ドイツ都市工業の展開」46-61頁を参照。
- 3) Knipping, R. *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2 Bde., Bonn 1897-8.
- 4) Schönfelder, W. *Die wirtschaftliche Entwicklung Kölns von 1370 bis 1513*. Köln-Wien 1970, S. 26ff を参照。
- 5) Irsigler, F. には前掲の論文以外に, Köln, die Frankfurter Messen und die

Handelsbeziehungen mit Oberdeutschland im 15. Jahrhundert. in: *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln*, (以下 MStAK と略す) 60, 1971, S. 341-430, Soziale Wandlungen in der Kölner Kaufmannschaft im 14. und 15. Jahrhundert. in: *Hansische Geschichtsblätter*, 92, 1974, S. 59-78 などがある。なお、ケルン羊毛工業における諸工程は、Oberbach, E. *Das Kölner Textilgewerbe von der Wende des Mittelalters bis zum 19. Jahrhundert*. Diss., Köln 1929, S. 62-75 によれば、以下のようである。

	工 程	作 業	職 種 < >はツンフトを形成
1	準備	洗毛・乾燥・混毛、 選毛・打毛、梳毛	Wollkämmerinne (梳毛女工)
2	紡糸	添油・紡糸・巻取	Wollspinnerinne (紡糸女工)
3	織布	整経・織布	<Weber> (織布工)
4	縮絨	縮絨・洗浄	} Walker, Zeuwer (縮絨工)
5	乾燥(杵張)	乾燥・引伸	
6	染色	染色・乾燥(青・緑 は羊毛時点で染色)	Röder (紅染工)
7	剪毛, 圧絨	起毛・整毛・剪毛・ 圧絨(光沢仕上)	<Tuchscherer>, Tuchglätter (剪毛工, 圧絨工)

*1371年 縮絨工ツンフトは解体される

*1429年 毛織物, ティルタイの織布兼業禁止

*1440年 剪毛・圧絨の兼業禁止

II. 14・15世紀ケルン羊毛工業の展開過程

第一期 (～1371年) = 全盛期

(1) 羅紗商ギルドによるツンフト支配

1320年頃までの諸関係を端的に表現すれば、羅紗商ギルドによる織布工・剪毛工両ツンフト支配と呼ぶことができる¹⁾。史料において、しばしば "Brüderschaft der Herren der Gewandschneider" と表現される羅紗商ギルドは、Herren という言葉に象徴される通り、多数の「都市貴族」Patriziat が成員権を持ち、その実権を掌握していた点でまず特徴的である²⁾。1344年の成員名簿³⁾は、小参事会を独占していた14門閥のうち11家門の名称を挙げている⁴⁾。また、羅紗商ギルドは、毛織物取引に従事する本来の羅紗商以外に、麻織物商 Leinwandverkäufer・仲介商 Unterkäufer・仕立工 Schneider・剪毛工の各ギルド・ツンフトを包摂した「複合ギルド」を形成していた点でも特徴的である⁵⁾。

1274, 1293年に羅紗商ギルドが“Ordnung 命令”という形で、剪毛工に付与したツンフト規約が両者の関係を考察する上で格好の史料となる⁶⁾。まず、その第1項で “die schorre under den geddemem ce Kolne under in engein gericht van einicherhande sachgen en suelen dan under unsen meistren under den geddemem. ギルドに属する剪毛工は、ギルド首長の下以外では、その間の係争についての裁判を受くべからず”⁷⁾ として、有力な羅紗商から選出されたギルド首長によるツンフト裁判権の掌握が規定されている。羅紗商は、この裁判権を背景に、毎年ギルド首長との協議を経て、ツンフト成員の内から選出される „vier gude man 4名の善良なる者”⁸⁾ を通じて、“Vort so mach ein iclich schorre sinen schordizg setzen vircinat na crissenat in sin hus ind nith langer 剪毛工はクリスマス後の14日に限って、剪毛机を自宅に設置しうること”⁹⁾ という仕事場の指定をはじめ、工賃、修業期間、夜業など、剪毛工の営業内容を規制している。

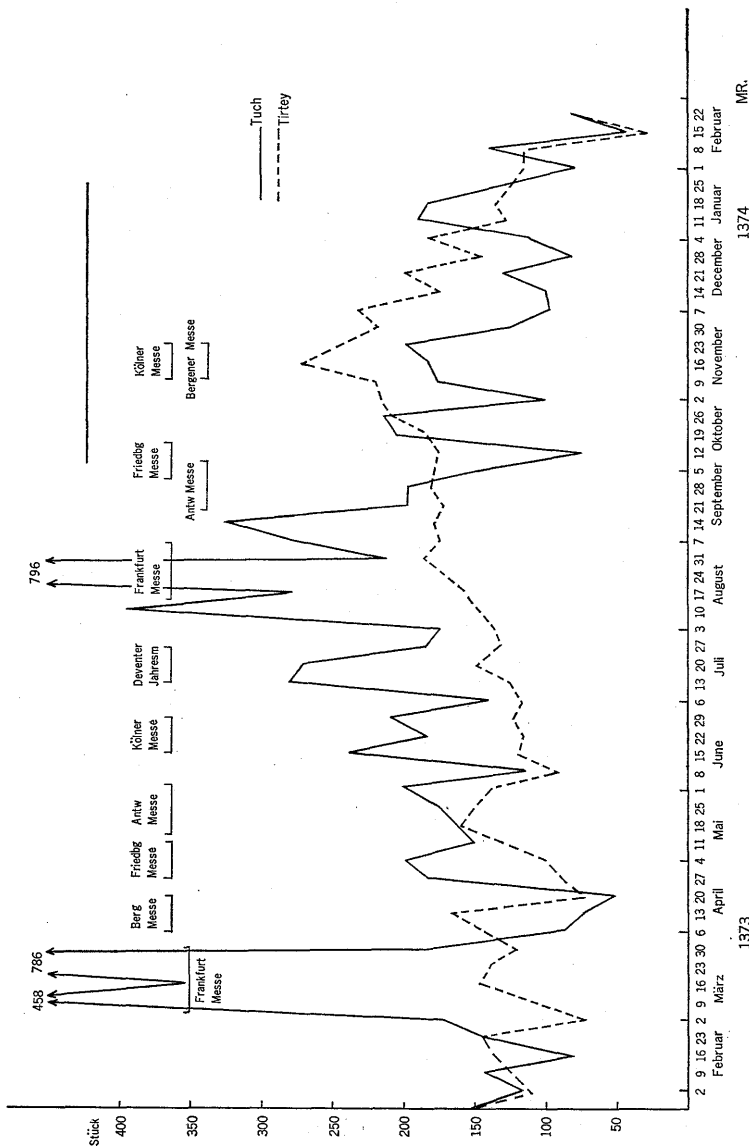
次に、羅紗商と織布工との関係について、同様の史料は全くないのであるが、Winterfeld, L. は13世紀末葉に、有力な「都市貴族」で同時に羅紗商でもあった Godfrid von Mummersloch が、2～3台の織機が付属した家屋を織布工に賃貸していたことを指摘している¹⁰⁾。この一例のみによって、フランドル中世都市で典型的な織元支配が¹¹⁾、13世紀末葉のケルンにおいても一般的であったと見なすことは困難であるとしても¹²⁾、1247年ギルド規約に “Item notandum, quod, qui integros pannos emunt et vendunt, fraternitatem pro marca acquirent 毛織物を反物で売買せんとする者は1マルクで成員権を取得すべき旨を通告する”¹³⁾ とある通り、羅紗商が毛織物の卸売・切売 Ausschnitt 権を独占していたことを考慮すれば、織布工に対して何らかの支配が行なわれたこともまた、否定しえないであろう。

(2) 織布工ツンフトの台頭

羅紗商ギルドの支配が変容をとげてくる14世紀初頭に、ケルン羊毛工業にとって決定的重要性を持った外部事情が、1330年フランクフルト Frankfurt a. M. 大市の開設であった¹⁴⁾。これは、遠隔地からの供給に依存する原料の調達

(単位反)

(4) 1373~1374年ケルンにおける毛織物、ティルトアイ検査量の週変化



Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 274

を容易にするとともに、ケルン産毛織物に一大販売市場を提供し（グラフ(4)参照）、生産量を飛躍的に増加させている。そして、ここに現出したケルン羊毛工業の全盛期を通じて織布工ツunftが台頭してくるのである。

① 織布工による問屋制の形成

まず、この発展の担手に関する問題から始めよう。Loesch は「14世紀には、多数の工業部門で問屋制 *Verlagssystem* の萌芽が見られるが、15世紀にそれが十分に形成されたのを確認しうるのは、絹工業と銅工業とにおいてだけである」¹⁵⁾ と述べ、親方織布工の役割を前面に押し出しているが、他方 Irsigler は「織布工問屋主の強力なる地位はケルン経済史における一特質である」¹⁶⁾ として、むしろ織布工問屋主を中心に考えている。

ところで、1371年11月の「都市貴族」反動において、織布工ツunftに公認されていた全ての規約が都市当局によって没収されたために、織布工ツunftに関する同時代史料はほとんど残されていないという事情が、この問題の究明をはなはだ困難にしている。

まず、1371年の事件の模様を伝える “*Die weverslaicht* 織布工戦争” なる年代記は、織布工について語るとき “*beide arm ind riche* 貧しき者も富める者も”¹⁷⁾ という表現を用いており、織布工間の財産分化を示唆しているのであるが、このことは1372年に都市当局によって没収された織布工家屋35戸の示す格差——都市会計簿は、それらの家賃が年間1マルクから74マルクまでの幅を示していたと伝えている——によって確認される¹⁸⁾。Irsigler は、この分化を、一部織布工による原料の “*groiss verleich* 大規模な前貸” と製品の買占とに基づいた、仲間成員に対する問屋制支配から説明し、このような織布工問屋主の一例として Heinrich von Titze を挙げている¹⁹⁾。1370年の都市会計簿記録に登場する Titze は “*penis pannorum de Vrankenvort* フランクフルトからの毛織物罰金” 4,374マルクのうち400マルクを支払っているのである²⁰⁾。

これら織布工問屋主の生産組織については、1396年に公認されたツunft規約が手がかりとなる¹¹⁾。その第7項に “*Vort so en sall gein meister noch broider me wirken dan mit zwen gezauwen up sin ampt. Sowilch man*

niet dan eine gezauwen en hait, de mach mit einre gezauwen us doin wirken, ツunft成員は何者といえども2台を越える織機で働くべからず。1台の織機も所有せざる成員は賃借したる織機で働きうることにする” という規定がある。伊藤教授は、これを織機の所有台数の制限規定と解釈されているが²²⁾、所有を示す“haven”と使用を示す“wirken”は用語的に厳密に使い分けられており、ここでは自己経営規模の制限規定と見なすべきであると考ええる。すなわち、この条項は、織布工による自己経営の規模を制限しながらも、織布工層の分解と一部富裕成員への織機の集積を前提として、賃機制をツunft規約上で合法化した点で極めて重要であろう。

織布工によるこうした問屋制支配は、すでに14世紀初頭から存在していたのであるが、ここで問題としている時期には、規約に“ind en sal nieman geven zo weiven, he en have die bruderschap, 成員権を所有せざる者には織布仕事を出すべからず”²³⁾と規定されているにもかかわらず、この織布工問屋主の支配は、事実上、周辺農村部にまで及んでいたのであって、その点を印象的に示すのが次のような事件である。1371年「都市貴族」反動において、およそ200反の毛織物がツunftから没収された際に、ケルン近隣 Arberg の領主 Eberhard はその一部について、領民の財産たる旨を主張して、都市当局に対し返還要求を行っている²⁴⁾。Irsigler も「1370年頃には、Eifel 地方の農村織布工もまた、ケルンの織布工のために働いていた」²⁵⁾と指摘している。

さらにまた、1326年リッヘルツェヘが織布工ツunftに公布した、後述の切売権についての文書では“.. servientibus ipsis .. filatricibus lane .. cambiaticibus ac allis .. laboratoribus suis quibuscumque pro sua remuneracione. 織布工から工賃を受けて働く職人・徒弟、紡糸女工、梳毛女工およびその他の者も、誰であろうと”²⁶⁾と述べられており、織布工問屋主の支配が、織布以外の諸工程にも広く及んでいたことを示している。これらの補助労働者との関係については、1332年リッヘルツェヘが織布工ツunftに付与した文書が伝えている。“sij ire doich, ir garn inde ire wolle ducke mislichen geven moissen, as dat zu bereyden ind ze machgin, 織布工は、時としてや

むなく、彼らの毛織物、糸および羊毛を仕上げ、加工に出さざるをえなくなっている”と述べたのに続き、それらがパン屋、ビール醸造人やユダヤ人の下に質入れされている状況に言及している²⁷⁾。このように、梳毛女工、紡糸女工、縮絨工および染色工は極めて劣悪な条件下に織布工の支配に服していたのである。

以上のような織布工問屋主を担手とした織布工 ツunftの成長は、Schmoller, G. によって北ドイツ諸都市における『ツunft闘争』の重要な契機として指摘された²⁸⁾、切売権をめぐる羅紗商との抗争に導いていく。

② 織布工と羅紗商の切売権抗争

この抗争は、すでに14世紀初頭以来行なわれていたようで、先述の1326年の史料では²⁹⁾、織布工は、2つのツunft会館で、*”pro quibuscumque mercaturis baratrie, quod vulgariter barteringe appellatur.* 一般に物々交換と呼ばれている、何らかの商品との交換のために”あるいは *”Et si sine subtilitate, fraude seu doloin talibus incisionibus alque specie pannorum eis superflue remanserint, illas pro pecunia vendere poterunt* そのような裁断における何らかの奸策、詐欺、あるいは欺瞞によるものでなければ、織布工は自分の毛織物の一部分を余した時に、貨幣を対価としてそれを販売しうる”として、条件付きながら、自己の生産物を切売する許可を与えられている。しかし、羅紗商は1344年のギルド規約で *”neman gewant gelden noch verkufen en sal, he en have z'eirst unse bruderschaf gewnnen.* われわれの成員権を取得することなく、何者も毛織物を売買すべからず”と、また *”geyn bruder gewant enbussen den gedemen snijden en sal.* 成員は何者といえども、ギルド会館以外では切売すべからず”と規定し、14世紀中葉には依然として切売の独占権を主張していたのである³⁰⁾。

このような状況下において、1352年都市当局は両者の抗争に終止符を打つべく仲裁々定を下したが³¹⁾、これによって織布工はその権利を大幅に拡大されている。すなわち、自己の生産物については、ツunft会館に加え、自宅における自由な切売権を認可され、また外国産毛織物についても、都市外という条件

下に認可されている。この結果、羅紗商による独占は、都市市場における外国産毛織物の切売権だけに限定されることとなった。しかし、第9項では "die broederschap winnen woilte under den gedemen, dem su elen si de lenen, as't reicht ind gewoinlich is na den alden brieven, die si haint, 羅紗商ギルドの成員権を取得せんと欲する者には、その者が所有する古き文書によって recht かつ gewöhnlich たることが証明されし場合に限り、与えられるものなり" として、出生規制をともなった「都市貴族」的入会制限を通じて、外国産毛織物についての独占を強化していることが注目される。

なおこの間、剪毛工ツunftは1318年に、羅紗商ギルドによる毛織物取引禁止規定を受けており³²⁾、このことから剪毛工の経済的上昇があったと考えられるが、1344年のギルド規約に従えば、剪毛工ツunftは依然として「複合ギルド」に包摂され、ツunft裁判権を楨杆とした、羅紗商による支配に服していたのである。

(3) 小 括

第一期は、フランクフルト大市の開設を促進的契機としながら、「都市貴族」的羅紗商の経済基盤たる切売権独占を掘り崩しつつ成長してきた織布工ツunftによって特徴づけられる。しかも、この織布工ツunftは親方織布工によってではなく、織布工層の分解と賃機制を基礎とした織布工問屋主によって代表されるのであり、その指導下にケルン羊毛工業は、1371年に至るまで順調なる発展を続けることになる。

〔註〕

- 1) 羅紗商ギルドについては、Lau, F. *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*. Bonn 1898, S. 218-23 を参照。
- 2) 「都市貴族」については、本稿では Irsigler による「1396年までに、シェフェン Schöffenkollegium, リッヘルツェへ Richerzeche の功労会員 Verdiente, および小参事会 Enge Rat に所属したる家門」という、極めて政治的な定義にたがっておく。Ders., *Soziale Wandlungen*, S. 60, この意味での「都市貴族」は、1270~1396年に、およそ40家門であったと言われている。Irsigler, *Kölner*

- Wirtschaft, S. 220, なお, 「都市貴族」と羅紗商の関係については, Winterfeld, L. *Handel, Kapital und Patriziat in Köln bis 1400*. Lübeck 1925, S. 46 ff を参照。また, 「都市貴族」の経済的基礎について一言しておく, 14世紀中葉頃には, そのほとんどが遠隔地商業から退き, 都市市場独占(羅紗切売, ブドウ酒小売)からの収入, あるいは, 都市内外の土地・家屋所有からのレントに依存している。Irsigler, *Soziale Wandlungen*, S. 60ff, 最後に, 都市共同体の機関としての, シェフェン, リッヘルツェへ, 市参事会については, 林毅「ケルン都市共同体の成立」(同著「ドイツ中世都市法の研究」創文社 昭和47年 所収)および, 魚住昌良「中世都市ケルンの指導層(上)」社会科学ジャーナル 第14号 昭和51年を参照されたい。
- 3) Loesch, I, S. 225-6.
 - 4) 小参事会議席15を独占していた14門閥については, Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 220 を参照。
 - 5) 1247年羅紗商ギルド規約では, すでに「複合ギルド」を形成していたことが確認される。Loesch, I, S. 50-2.
 - 6) 1274年, 1293年規約は, Loesch, I, S. 187-91 所収。
 - 7) Loesch, I, S. 187.
 - 8) Loesch, I, S. 188.
 - 9) Loesch, I, S. 189.
 - 10) Winterfeld, a. a. O., S. 20.
 - 11) Van der Wee, H. *Structural Changes and Industry of Southern Netherlands, 1100-1600*. in: *The Economic History Review*, 1975, p. 203-21.
 - 12) Irsigler は, この事例に依拠して13世紀末葉の羅紗商による織布工の間屋制支配を主張しているが, 14世紀の両者の対立が, 後述するように, もっぱら切売権をめぐるものであり, Luther, R. が *Gab es eine Zunftdemokratie?* Berlin 1968, S. 40ff において指摘しているように, フランドル諸都市で見られた“Klassengegensatz 階級対立”の形をとっていなかった点を考慮すると, その見解は受け入れられないと言えよう。Ders., *Soziale Wandlungen*, S. 65.
 - 13) Loesch, I, S. 51.
 - 14) フランクフルト大市とケルンとの関係については, Irsigler, *Köln, die Frankfurter Messen*, を参照。
 - 15) Loesch, I, S. 25.
 - 16) Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 252.
 - 17) この年代記は, CS, XII, S. 239-57 に所収。引用は S. 245.
 - 18) Knipping, I, S. LXIX.
 - 19) Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 251 ff.
 - 20) Knipping は, この罰金はフランクフルト大市の一定期限内に送付されざる毛織物に対して賦課されたと考えているが, 史料がなく推測の域を出ていない。Ders., I, S. LXIX.
 - 21) Loesch, I, S. 480-1, その前文において, 1371年都市当局により剝奪された特

権および自由の回復が宣言されている。

- 22) 伊藤栄「ドイツ都市工業の展開」53頁。
- 23) Loesch, I, S. 481.
- 24) CS, XII, S. 276.
- 25) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 252.
- 26) Loesch, II, S. 480.
- 27) Loesch, II, S. 482.
- 28) Schmoller, G. *Die Straßburger Tucher- und Weberzunft*. Straßburg 1879, S. 456ff.
- 29) Loesch, II, S. 481.
- 30) Loesch, I, S. 54-72.
- 31) Loesch, II, S. 483-6.
- 32) Loesch, I, S. 172.

第二期 (1371~1396年) = 転換期

(1) 織布工ツunftの停滞

1371年から始まる毛織物生産量の減少については、1371—72年の、いわゆる「都市貴族」反動によって織布工ツunftに設定された諸規制措置、とりわけ織機台数の制限、の持つ意義が強調されてきた¹⁾。そこで、まずこの問題から始めよう。

1372年市参事会は "man neit me halden dan zweihundert weivergezauwin; ind dat dat unse heirren selver bewarin solen ind doen bewarin, dat der neit me in werde zo ewigin dagin 織布工ツunftは200台を越える織機を持つべからず。そして、永久にそれを越えざるように、市参事会自身が監視し、あるいは、監視さすべきこと"²⁾ と、織機数を厳格に規制し、同時に毛織物用、ティルタイ用の織機に各々 8, 4 グルデンという高額な織機新設料を設定している³⁾。この規制によって、織機数がどれほど減少したかについては、残念ながら知ることができない。ただ、これらの規制にもかかわらず、1372—88年におよそ 150 台の織機新設が確認されており⁴⁾、さらに 1382年には "Vort as van den weyvergezauwen is oeverdragen, dat man boyven druhundert nyet haven en suele bynnen desen 10 jairen. 織機に関しては、

今後10年間ツンフトは300台を越えて所有すべからざる旨を決定した”⁵⁾として、市参事会は72年規制を大幅に緩和しているのであるから、織機台数制限の影響を一方的に強調することはできないと思われる。しかし、Kuske, B. も指摘しているように⁶⁾、それはケルン外への織布工流出の重要な契機となり、ひいては生産量の減少を惹起したこともまた否定できないのである。

ところで、この期の織布工の生産組織については、先述の、都市当局による高額の新設料徴収という状況下で生じた、1372—88年の織機数急増という事実が手がかりとなろう。この事実は、とりもなおさず一部富裕成員への織機集中が進行したことを物語っており、それで、賃機制を基礎とした織布工問屋主による支配が存続したことを示唆している。これを裏付けるかのように、1374年の都市会計簿記録は、前述の “*penis panorum de Vrankenvort*” 1,077マルクのうち織布工 *Richmondis de Glene* が836マルクを支払ったことを伝えているのである⁷⁾。しかし、これらの織布工問屋主も、以下に見る諸規制によって発展を一定の枠内に抑えられており、もはや1371年までのケルン羊毛工業の推進者としての役割を演ずることはできなかった。

まず、1371年織布工ツンフトは都市当局によって、規約の没収・会館の破壊・集会の禁止・財産の没収などの規制を受け⁸⁾、さらに “*mer der rait hait in oevermeistere gesat, die si regierden und boissen van in namen* 市参事会は、ツンフトを統制し罰金を徴集する *Overmeister* をツンフトに派遣した”⁹⁾とあるように、ツンフト監視官制が導入されており、織布工はそれまでの自律的な手工業運営を抑えられている。

これに加えて、1372年都市当局によって新設された反当り1マルクの毛織物税が与えた影響も看過することはできない¹⁰⁾。この毛織物税は、*Irsigler* によって「特殊な染色技術と比較的に低廉なる価格とに支えられて、中位の品質のケルン産毛織物は競争の激しい北西ヨーロッパにおいて市場を確保していた」¹¹⁾と表現された、ケルン産毛織物の市場競争力を弱める結果をもたらしたのである。

さらに、決定的に重要であったのは、1378年6月の市参事会布告 *Ratsveror-*

dnung に "Inde welich man de ein guit man is inde in sinen eren is, uisgescheiden weiver, volre, sleichter ind dei zu deim ampte gehoirent, dem soelen si den snijt lenen umme 10 gl., dei half vallen soelen up der steide rentkammer, dat ander halveschijt den verdeinden under geidemen. 善良でかつ徳性ある者には誰にでも、但し織布工・縮絨工・圧絨工(=剪毛工) および織布工ツunftに所属する者は除いて、10グルデンで切売権が与えられるが、その半額は都市会計局へ、他の半額は羅紗商ギルドの功労会員(=ギルド首長経験者)へ帰属するものとする"¹²⁾ とある通り、織布工は1371年までに獲得してきた切売権から完全に排除され、製品の販売に際しては再び羅紗商に依存せざるをえなくなったことである。

以上のように、都市当局の設定した諸規制によって、1371年まで順調なる発展を示してきた織布工ツunftは停滞に陥り、これに対応して生産量の減少が始まったのであるが、1380年代から漸次現われてくるイギリスの競争がこれに拍車をかけたと言えよう¹³⁾。

(2) 羅紗商ギルドの変容と新商人層の台頭

このように、織布工ツunftの展開が抑えられていくのに対して、羅紗商ギルドも、先述の1378年6月の市参事会布告が明示しているように、切売権の自律的管理権を喪失し、すでに変容をとげている。この点をさらに推し進めたのが1378年10月の市参事会布告である¹⁴⁾。

その第1項は "Ind were einich burger, de gewant snijden weulde, de sal der stede 10 gl. geven zo einem maile. 毛織物を切売せんと欲する市民は、一括して10グルデンを都市に納入すべし" と規定し、切売権の付与料の帰属が明らかに示しているように、これ以降切売権はもっぱら都市当局の管理下に置かれることになる。この結果として、切売権取得資格に生じた変化は、一方では既述の通り直接生産者の排除であり、他方では先述の1352年裁定で見られた "na den alden brieven, die si haint. その者が所有する古き文書によって" という「都市貴族」的出生制限が削除されたことにより、法的に「都市貴族」的羅紗商の独占に終止符が打たれたことである。

さらに、10月の布告は、同じ第1項で "Dat nieman, binnen Coelne wulengewant snijden en sal dan tuschen der Munzen ind dem Nuwen vleischhuse der stede. Ind sowe anderswa doich snede zu verkoufen heimlich of offenbair, de sal der stede 100 m. zo boissen gelden ind ein jair uisser Coelne sijn. ケルン内では、何者も貨幣鑄造所と新しい都市の食肉市場の間（に位置するギルド会館）以外では毛織物を切売すべからず。秘密裡に、あるいは、公然と、それ以外の場所で毛織物を切売せし者は、都市に100マルクの罰金を納入した上に、一年間ケルン追放処分とされることとする"と、厳格に売場を指定しつつ、第3項に "Ind sowe alsus na dem vurs. gesetze gewant snijden seulde, der sal zerstunt van eime ieclichen doiche, asbalde as he it gegolden hait, 1 m. der stede geven up die rentkamer. 前規の条項に従って毛織物を切売する者は誰も、毛織物を仕入れた時点で反当り1マルクを都市会計局に納入すべし"とある通り、切売税を新設している。このように、都市当局によって切売場所がギルド会館に限定されたことから、切売権の新規取得者は同時に、ギルド会館内に売場を確保することも義務づけられることになるのである。

Loesch は、この結果として、羅紗商ギルドは "Hausgenossenschaft 会館所有者共同体" へと変容し、その所有者たる「都市貴族」的羅紗商は、売場独占に基づくレント生活者に転じたことを指摘している¹⁵⁾。事実、1388年の羅紗商ギルド規約は、ただ成員の宴会規定だけを含み、本来の羅紗商業務に関しては全く触れていない¹⁶⁾。なお、Irsigler に従えば、これ以降切売業務を担当したのは、ケルン内で最も有力な商人ギルド《Eisenmarkt》に結集した非「都市貴族」的商人層で、政治的には大参事に足場を持つ遠隔地商人であったと言う¹⁷⁾。この期についての例は知られていないが、15世紀前半の最も有力な羅紗商 Bonenberg がこの新商人の典型であろう¹⁸⁾。1458年の遺言状において、彼は "Graf von Virneburg" と "Ritter Roilman von dem Geisbusche" に対して各々 450, 52 グルデンの毛織物販売代金の請求権を子息に残していることからして¹⁹⁾、彼が、14世紀の切売権独占だけを経済基盤とした「都市貴族」

的羅紗商とは違って、同時に大規模な遠隔地商業にも従事していたことは明らかである。

なお、このような羅紗商ギルドの変容過程で、「複合ギルド」が解体されたか否かについては、残念ながら確認できない。

(3) 小括

第二期は、都市当局の設定した諸規制によって生産量の減少が始まる中で、これまでケルン羊毛工業の発展を推進してきた織布工ツンフトが指導的地位から退き、また織布工ツンフトにより経済基盤を蚕食されてきた「都市貴族」的羅紗商もレント生活者に転ずる中で、その後の発展を担う新商人層が台頭してくる、いわば、ケルン羊毛工業における転換期である。

〔註〕

- 1) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 251ff.
- 2) Keutgen, F. *Ausgewählte Urkunden zur deutschen Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte*. 3 Bde., Berlin 1901, I, S. 395.
- 3) Knipping, I, S. LXVII.
- 4) 1372~88年に新設された織機数は, Knipping, I, S. 2ff より算出できる。
- 5) Keutgen, a. a. O., I, S. 395.
- 6) 1372年以降, 多数の織布工の流出が認められ, 1378年にはフローレンス Florenz にも移住した例が知られている。Kuske, B. *Die Handelsbeziehungen zwischen Köln und Italien im späteren Mittelalter*. in: Ders., *Köln, der Rhein und das Reich*. Köln-Graz 1956, S. 1-47.
- 7) Knipping, I, S. 22.
- 8) CS, XII, S. 275-8.
- 9) CS, XII, S. 278.
- 10) Knipping, I, S. LXIX.
- 11) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 273.
- 12) Loesch, I, S. 187.
- 13) Carus-Wilson, E. M. & Coleman, O. *England's Export Trade, 1275-1547*. London 1963. 船山栄一教授は、「いわゆる『イギリス貿易構造転換』の実態——〈関税会計録〉による一分析——」(同著「イギリスにおける経済構成の転換」未来社 昭和42年 所収)において、前書に挙げられ統計資料を分析、紹介しておられる。とりわけ、103-9頁の表1を参照。
- 14) Loesch, I, S. 188.

- 15) Loesch, II, S. 189 Anm. 3.
 16) Loesch, II, S. 190-2.
 17) Irsigler, *Soziale Wandlungen*, S. 67ff.
 18) Bonenberg については、第三期の〔註〕40)の表を参照。
 19) Kuske, B. *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. 4 Bde., Bonn 1917-34, III, S. 215-6.

第三期 (1396年～) = 部門間不均等発展期

1396年『ツunft革命』の結果、一方では「複合ギルド」としての羅紗商ギルドは解体され、それに包摂されていた剪毛工ツunftは自立化し、他方では織布工ツunftはそれまでの諸制約から解放されている¹⁾。これ以降ケルン羊毛工業においては織布・剪毛部門間の不均等発展が顕在化していくのであるが、まずその検証から始めよう。

(1) 部門間不均等発展の検証

織布部門の後退は、生産量の減少の中に端的に表現されている。1370—1450年の生産量の変化を示したグラフ(3)に従えば、資料の不完全さを考慮に入れた場合でも、少なくとも14世紀の最後の四半期に比して、15世紀前半における減少を指摘することができよう。

これに加えて、この部門を代表する織布工ツunftについても、1434年の市参事布告はその前文で “.. datselve wullenampt, dat ein van den treflichsten, mirklichsten ampten binnen Coelne is, .. vaste nedergegangen ind verderflich worden .. ケルンにおいて最も有力で卓越したツunftの一つであった織布工ツunftは著しく衰微し、死に瀕している”²⁾ と述べており、公文書の中でその後退が確認されているのである。また、織布工ツunft衰退の兆候は、ケルン産毛織物に最大の市場を提供してきたフランクフルトにおいても現われている。すでに1397年には確認され³⁾、1434年にも “Ind dat sall zo Franckfurt bijein stain in den zwein huiseren Broessel ind Franckenstein, as dat van alders gewoenlich geweist is. 古き慣習が示す通り、フランクフルトでは Brüssel, Frankenstein の両館に滞留すべし”⁴⁾ と規定

されているように、ツンフトは、大市開催期の売場を兼ねた2つの会館を所有していたのである。しかるに、15世紀中には、“Knoebeloich”と呼ばれる店舗一つを借入れているだけという状況になっていた⁵⁾。

これに対して剪毛部門の成長は、まず1493年、剪毛工ツンフトが市参事会に提出した請願書から読み取ることができる⁶⁾。この中で “ind verkieronge des gemeinen koufmans, der marte ind der misse sich sere verwandelt ind nu eine ander gestalt Hait. 商人、市場および大市の交易関係が著しく変化し、今や全く異なった形態をとっている” と、市場・交易関係の変化を理由として、1440年規約で規定された職人数2名を4名に、同時に “dische 剪毛机” を1台から2台に増加することに対する認可が請願されている⁷⁾。さらに興味深いのはこの期に見られる、剪毛工に対する最低工賃規定から最高工賃規定への移行であろう。すなわち、1270年には “Ind so he vanme curten dugge niet min nemen en sal want 18 d., 剪毛工は短い毛織物については、18ペニヒ以下を受取るべからず⁸⁾” と規定されているのに対して、1423年には “Sij soilen ouch den luden ire doiche wale machen ind bereiden umb iren gewoenlichen loin. 剪毛工は依頼者の毛織物を慣習の工賃で加工仕上げすべし⁹⁾” となっており、さらに1445年の市参事会布告では “Item van eim Engelschen roeden, sangeroinen, swarzen, groenen doichen soellen die schoerren niet haven vur scheren van ieklichen doiche boeven seszein wispenninge. イギリス産の赤・深紅・黒および緑色の毛織物については、剪毛工は反当り16ペニヒ以上を受取るべからず¹⁰⁾” となっているのであり、このような最高工賃規定は剪毛部門での労働力に対する需要の増加を表現していたと思われる。

15世紀のうちに顕在化してくる、この部門間不均等発展を十分に解明するためには、先にも簡単に触れた、あのイギリス貿易構造の転換に立ち返る必要がある。

(2) イギリス貿易構造の転換とアントワープ市場の興隆

前掲の Carus-Wilson, Coleman の研究に基づき、イギリスの輸出構造を1350

—51年と1400—01年とで比較すれば¹¹⁾、羊毛は50%以下への減少、毛織物は30倍以上への増加となっており、この現象は1430年以降、より顕著となる。周知のように、この急激なる変化はイギリス国内の産業構造の転換を究極の原因とし、かつ、フランドルをはじめとした北西ヨーロッパの羊毛工業に深刻な影響を与えたが、ケルン羊毛工業も例外ではなく、生産量の著しい落ち込みを経験することになる。

このイギリス産毛織物の大陸における受入れ市場がアントワープAntwerpenである。アントワープ市場は、イギリス羊毛工業と歩調を合わせて、14世紀後半から成長を始め、1446年ブラバント公の特権を受けた後には一層の繁栄を示し、15世紀末葉にはブリュージュ Brügge を凌ぐ北西ヨーロッパ最大の商業・金融の中心地となっている¹²⁾。そして、このアントワープで最も活躍したのがケルン商人であり¹³⁾、その主要輸入品はイギリス産毛織物だったのであり、1440年頃には、ここで販売されるイギリス産毛織物は "all to Colleen to hus 全てケルン商人の手に渡る"¹⁴⁾とまで言われるほどであった。Buszello, H. の詳細なる研究のおかげで、ケルン商人によるイギリス産毛織物の輸入量を知ることができる¹⁵⁾。それに従えば、15世紀後半には、ハンザ商人による輸入量の25～30%を占め、イギリスの毛織物輸出総量の5～6%にも相当する、年間3,000～5,000反に達している。また、1344年の輸入毛織物の検査規定と¹⁶⁾、前述の1445年市参事会布告とに記載された産地名を比較すれば、前者ではブラバント、フランドル、ラインラント、後者ではこれにイギリス、オランダが加わっており、外部状況の変化がケルン内の文書にも反映されていると言えよう。

ところで、船山教授は、ロンドン→アントワープなる経路でドイツ・低地地方へ輸出されるイギリス産毛織物のおよそ80%が未仕上製品であったことを、16・17世紀について指摘されているが¹⁷⁾、この時期にも同様のことが言われている¹⁸⁾。輸入されたイギリス産半製品は、アントワープやシュルト河畔諸都市のみならず、ケルンでも仕上加工されている。商品価値を20～50%も高めたと言われるこの仕上げを施した後に¹⁹⁾、イギリス産毛織物は、上・中部ドイツ、プロイセン、フランスおよびイタリアへと輸出されているが²⁰⁾、1439年ケルン

からヴェネツィア宛ての書簡は²¹⁾、この商業関係を見る上での格好の史料となっている。”maxime nostra civitas singularem in mercandisiis pannorum insule Anglie ultra alia Alemanie loca obtinet preeminencie concursum et nostri plus aliis in qualitatibus eorundem pannorum sibi student copiosius providere. われわれの都市(=ケルン)は、イギリス産毛織物商品において、他のドイツ諸都市を越えて、特権に格別なる援助を得ており、わが市民達は、他にもましてイギリス産毛織物の種類において、より豊富に供給せんと努めている”。

ところで、イギリス貿易構造の転換は、単なる外的契機としてケルン羊毛工業に作用したばかりではない、ということをも銘記しておかねばならない。それは、アントワープを通じて半製品を輸入し、ケルンで仕上加工した後に再輸出することに基本的利害を持つような商人層という協力者を、ケルン内に見出すことによって、内的契機としてケルン羊毛工業の部門間不均等発展を媒介したのである。その間の事情は、15世紀にこの仲介商人層が市参事会を掌握することによって、羊毛工業の規制を行なった事実を通じて、より一層明らかとなる²²⁾。

(3) 新商人層=市参事会による羊毛工業規制

織布工ツンフトに対する市参事会の干渉は、原料のイギリス産からドイツ産への移行につれて生じた毛織物品質の低下と関連している²³⁾。すなわち、”ir werk oversein, of dat koufmansgoit si of neit その製品が、輸向品質であるか否かを、検査する”²⁴⁾という規定に印象的に表現されているように、”Kaufmangut, 輸向品質”の維持が規制の目的である。それで、ここでは品質管理の中核となる原料検査制度および縮絨・乾燥段階で実施される工程検査制度を分析しておこう。

1397年ツンフト規約によれば、”richter, wiger, underkauffer”と呼ばれる羊毛取引所の検査官は、ツンフト集会において、その成員のなかから選出されていたが²⁵⁾、1410年になると、これら検査官の任命権は市参事会により剝奪され²⁶⁾、これ以降は市参事会員とツンフト成員とが半数ずつを占めるようになる。

この制度上の変化と並行して、原料規制が厳格化されており、1423年と1434年の市参事会布告は²⁷⁾、ドイツ産羊毛の多くをケルン産毛織物の原料として使用することを禁止している。

同様の傾向は、工程検査についても指摘されうる。すなわち、羊毛工業の諸工程を巡回監視する8名の工程検査官は、半年毎にツunft成員の内から選出されていたのであるが²⁸⁾、1434年には “zwene man uis dem nuwen ingeange raide, .. derselver gein van dem wollenampte. 織布工ツunftに所属せざる、2名の新任市参事会員”²⁹⁾ が、これら8名の監督に当る旨が規定されている。また、工程検査官が使用する “Zange” と呼ばれる検印具の管理権も、同年 “Vord die zange dem ampt genzlichen neimen, 今後、検印具はツunftから全て没収する” として、市参事会に移っているのである。

市参事会による検査制度の掌握・品質規定の厳格化が、ツunftに及ぼした影響については、1433年の裁判記録が語っている³⁰⁾。これは、被告の織布工の火刑をもって終った、検印具模造事件の都市当局による糾明の記録であるが、次の興味ある証言が見られる。“Dit en laist uch nie wonder sin, dit doent waile ander luide van dem ampte, die rijcher sijnt dan ir. 彼よりも富裕なる、ツunftの他の成員もよくすることであるから、これは何ら驚ろくには足りない” と。

なお、織布工による経営内容について、1400年の法令は、第16項で “Vort so en sall nieman me wirken dan mit zwen gezauwen. 何者といえども、2台を越える織機で働くべからず” と、また第18項で “Vort alle diegene, die gezauwen hait, ind doent mit den kleinen kammen kammen, die gilt 8 gl. zo boissen. 織機を所有し、かつ小さな梳毛櫛で梳かせし者は誰も、8グルデンの罰金に処す” と、規定している³¹⁾。さらに、15世紀初頭に織布工が、縮絨工と染色工とを支配していたことも確認されており³²⁾、この期にも織布工による問屋制支配は維持されていたのではあるが、これら問屋主によって代表される織布工ツunftは、イギリスからの競争と都市当局による厳格なる品質検査制度との前に、完全に後退していったのである³³⁾。

ところで、市参事会による規制は、繁栄を示していた剪毛部門にも加えられていた。その一環をなす最高工賃公定にはすでに言及しておいたので、ここでは職人・徒弟数規定から始めよう。そもそも、『ツunft革命』直後で最も剪毛工の利害が反映されたと言われている1397年規約では、こうした規定は欠如しているのであるが、1440年規約の更新に際し市参事会は "umb besserungen irs amptz. ツunftの改善のため" という名目下に数条項を新設し、ここに職人2名、徒弟1名を最高数とした規定が現われてくる³⁴⁾。そして、この原則は、先述の1493年の請願に対する解答の中でも確認されている³⁵⁾。このように、労働力の点で生産拡大を制約されていた剪毛工は、1440年規約の第15項で "Vort so in sal niemant, der dit ampt oift of drijft, dat slichterampt driven overmitz sichselve noch nieman anders, 剪毛業を営む者は自らするにせよ、誰かを使ってにせよ、誰も圧絨業を営むべからず"³⁶⁾ と規定され、職種的に密接な関係にある圧絨業を兼営する形での生産拡大をも禁止されている。

これに加えて、剪毛工が毛織物取引に従事することも、15世紀初頭から繰返し禁止されており³⁷⁾、その典型をなす1462年市参事布告の第2項では "Vort en sall gein scherre he selfs noch nieman van sinen weigen gein doich gelden binnen Coelne, 自らするにせよ、誰かを使ってにせよ、剪毛工は毛織物取引を営むべからず"³⁸⁾ と規定されている。

イギリス産半製品の大量流入という有利な状況下にあった剪毛工に対してとられた、これらの規制がもつ意味を知る上での手がかりとなるのが、14世紀後半のケルンからシュトラスブルク Straßburg 宛ての書簡である³⁹⁾。それは "so wilch burger, deme von uns erlouft is, in unser stat tucher mit der elen uyszosniten und zo verkoufen, der en muesse keine tucher uyssniten, dieselve tuchere en syn dan vorhin gekrumpen und geschoren, われわれによって、都市内で毛織物をエレ単位で切売することを許可されたる市民は、前もって圧絨・剪毛されたる毛織物以外を切売すべからず" と述べ、羅紗商と剪毛工の緊密なる結びつきを示唆している。15世紀前半の最も有力な羅紗商 Schillinck は1465年の遺言状で "der perse ind gemailden doicheren

in groissen kameren 大きな部屋の中に、圧絨具(=木製ローラー)と染色毛織物とが置かれた”家屋を残しており⁴⁰⁾、剪毛工と圧絨工に対する問屋制的支配を想起させるものであるが、事実、1533年剪毛工は羅紗商によって導入された現物支給制に苦情を述べているのである⁴¹⁾。

このように、仲介商人と新羅紗商は、剪毛工の経済的上昇、とりわけ商人への転化を阻止しながら、しかもすでに一部羅紗商は彼らを包摂した問屋制をも形成して、剪毛工を支配していたのであり、その楨杆となったのが市参事会権力であった。

(4) 小括

第三期は、織布・剪毛部門間の不均等発展によって特徴づけられるが、これを促進的に媒介したのが、イギリス貿易構造の転換であった。それは、一方では、半製品の大量流入と原料調達の高難化を惹起することにより外的契機として、他方では、仲介商人という同調者をケルン内に持つことにより内的契機として不均等発展を促進したのである。そして、これら仲介商人は市参事会権力を背景としつつ、自らの利害に沿って羊毛工業を規制していったのである。

〔註〕

- 1) Luther, a. a. O., S. 72ff を参照。
- 2) Loesch, II, S. 513-4.
- 3) Kuske, I, S. 199.
- 4) Loesch, II, S. 519.
- 5) Loesch, II, S. 528.
- 6) Loesch, II, S. 461-2.
- 7) 1440年規約は, Loesch, I, S. 193.
- 8) Loesch, I, S. 188.
- 9) Loesch, II, S. 511.
- 10) Loesch, II, S. 207-8. この市参事会布告は、イギリス産以外に、ブラバント、フランドル、オランダ、ラインラントといった産地別に詳細な最高工賃規定を行っている。
- 11) Carus-Wilson, Coleman a. a. O., p. 47, 55, 75, 87.

- 12) Van der Wee, H. *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy*. 3 vol, Hague 1963.
- 13) Pohl, H. Köln und Antwerpen um 1500. in: MStAK, 60, 1971, S. 469 ff.
- 14) Van Houtte, J. A. Die Beziehungen zwischen Köln und den Niederlanden vom Hochmittelalter bis zum Beginn des Industriezeitalters. *Kölner Vorträge zur Soziale- und Wirtschaftsgeschichte*, I, Köln 1969, S. 15.
- 15) Buszello, H. Köln und England (1468-1509). in: MStAK, 60, 1971, S. 431ff.
- 16) Loesch, I, S. 64-5.
- 17) 同「イギリス毛織物工業と国際競争——17世紀における新旧毛織物の隆替をめぐる——」(「イギリスにおける経済構成の転換」未来社 昭和42年 所収) 37-48頁。
- 18) Schönfelder, a. a. O., S. 33-4.
- 19) Van Houtte, Die Städte der Niederlande im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit. in: *Rheinische Vierteljahrbücher*, 27, 1962, S. 59ff.
- 20) Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 273ff.
- 21) Buszello, a. a. O., S. 433.
- 22) 1396年『ツunft革命』後の市参事会の構成については, Irsigler, *Soziale Wandlungen*, S. 67ff を参照。
- 23) 原料問題については, Oberbach, a. a. O., S. 20-8 を参照。
- 24) Loesch, I, S. 49.
- 25) Loesch, I, S. 204.
- 26) Loesch, II, S. 505.
- 27) これらの市参事会布告は Loesch, II, S. 511, II, S. 518-9.
- 28) 工程検査官については, 1411年の法令に詳しい。Loesch, II, S. 506-7.
- 29) Loesch, II, S. 518.
- 30) Loesch, II, S. 512-3.
- 31) Loesch, II, S. 491-5.
- 32) Loesch, II, S. 495-501.
- 33) これと関連して, 14世紀後半の一連の『ツunft闘争』で主役を演じてきた織布工ツunftは, 1482年の『ツunft革命』では脇役に回っている。Luther, a. a. O., S. 81ff.
- 34) 1397年, 1440年規約は, Loesch, I, S. 191-3.
- 35) Loesch, II, S. 462.
- 36) Loesch, I, S. 191.
- 37) c. 1400年, 1445年, 1453年, 1462年について確認される。Loesch, II, S. 201-5, S. 457ff.
- 38) Loesch, II, S. 459.
- 39) Kuske, II, S. 702.

40) Kuske, III, S. 313, Schillinck については, 下表参照。

15世紀前半の指導的羅紗商 (単位, 反)

	羅紗商名	活動期間	取引総量	年平均取引量
1	Waveren	1414-1440	9722	360
2	Eilsich	1414-1442	4612	159
3	Bonenberg	1416-1442	4570	169
4	Schillinck	1414-1431	4306	239
5	Hungerwasser	1432-1442	2220	202

Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 256.

41) Oberbach, a. a. O., S. 52.

結 論

中世後期のケルン羊毛工業は全期を通じて、唯一かつ同一の推進主体によって発展を担われたのではなく、むしろ各期についてその交替が行なわれ、それに対応して発展方向の転換が生じたように思われる。換言すれば、14・15世紀ケルン羊毛工業の展開過程は、型の異なった諸利害の対抗・交替過程として理解されるのである。すなわち、1320年頃までは、切売権による都市市場独占を経済的基礎とした「都市貴族」的羅紗商の利害が支配し、それ以降1371年までは、ケルン羊毛工業の全盛期をもたらした織布工(=問屋主) ツンフトに表現される利害が順調に成長をとげる。そして1371~1396年に、これらの両利害を排除した仲介商人——その利害は、アントワープを通じて輸入したイギリス産半製品をケルンにおいて剪毛・圧絨仕上げした後に、遠隔地市場へ再輸出することにある——は、15世紀ケルン羊毛工業を特徴づける織布・剪毛部門間の不均等発展を顕在化させながら、自己の利害を貫徹していったのである。

付記 本稿の内容の一部は、昭和51年11月、九州経済学会(於、長崎県立国際経済大学)で報告された。